

# 始動 マイナンバー

マイナンバーは医療分野では段階的に活用が進む。2016年1月以降、予防接種の記録やメタボ健診の情報に番号を書き込み、自治体や企業が情報を引き継ぎやすくなる。18年度からは医療専用の別の番号を創設し、マイナンバーと連動させる。社会保障の効率化に一步踏み出すが効果は不透明だ。

予防接種やメタボ健診の情報を個人が番号を通して

## 社会保障 効率化すすむ？

### 医療分野への活用は段階的に進む

2016年1月～

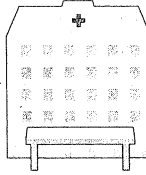
予防接種やメタボ健診の記録に書き込み

2018年度～

マイナンバーに連動した医療番号を創設

#### 検討課題

マイナンバーで個人の資産額を把握し、資産の多い人の医療の自己負担額を多く



じて継続的に把握できるようにして、予防医療に役立てる。18年度から段階的に導入する医療番号は、カルテや診療報酬明細(レセプト)に書き込む。カルテなどに記録される高度な医療の個人情報と、医師はマイナンバー

報は医療番号で厳格に管理するとされている。医療番号とマイナンバーはシステム上、連動する仕組みだ。ICチップがついた個人番号カードを医療機関で認証する

## 医療専用番号と連動

と連動した患者の医療番号を把握できる。医療機関や薬局、介護事業者らは医療番号で情報を共有でき、二重の投薬や検査を避けやすくなる。

ただ、「マイナンバーと別の番号を作る意味は乏しい」(富士通総研の榎並利博主席研究員)との批判もある。マイナンバーで個人の金融資産を把握し、多くの資産を持つ人には医療や介護の自己負担を増やすといった仕組みがなければ、社会保障費の抑制は進まないとの声もある。

(随時掲載)